

## 賃貸借契約書（案）

広島県を甲とし、\_\_\_\_\_を乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、その所有する車両（以下「車両」という。）を甲に賃貸し、甲は乙に対して賃借料を支払うものとする。（詳細な内容については、別紙仕様書のとおり（以下「仕様書」という。））

（賃貸借の期間）

第2条 この契約の期間は、令和6年5月1日から令和7年3月31日までとする。

（賃借料）

第3条 車両の賃借料は、月額金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税込み）とする。

月額賃借料は、仕様書に定めるもののほか、保険料、公租公課、納車引取費用、その他の経費を含むものとする。

（賃借料の支払い）

第4条 乙は、毎月月末までの期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 甲は、前項の支払期限までに乙に賃借料を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の賃借料につき年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（車両の引渡し等）

第6条 車両の引渡し等は、次によるものとする。

（1）車両の引渡し

甲への車両の引渡しは、乙が燃料を満たし、契約の期間の開始日に仕様書に定める場所において行うものとする。

（2）車両の返還

乙への車両の返還は、甲が燃料を満たし、契約の期間の終了日に仕様書に定める場所において行うものとする。

（3）車両の交換

乙は、甲が借上中の車両に交換の必要が生じた場合は、契約上の単価が変更しない範囲において、直ちに甲の必要とする車両と交換しなければならない。

（使用の制限）

第7条 甲は、車両を広島県職員以外の者に使用させてはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(責任保険の具備)

第10条 乙は、甲に対し自動車損害賠償補償法に基づく自動車損害賠償責任保険及び次に掲げる任意責任保険が具備された車両を提供しなければならない。なお、免責条件及び運転者限定条件は付さないものとする。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 対人賠償保険金額 | 無制限            |
| (2) 対物賠償保険金額 | 無制限 (免責なし)     |
| (3) 人身傷害保障金額 | 1名につき3、000万円まで |
| (4) 車両保険     | 時価 (免責なし)      |

(事故処理)

第11条 甲は、車両に事故が発生したときは、速やかに乙の定める内容に従い、乙に事故報告を行うものとし、甲と乙が協力して当該事故の解決に当たるものとする。

2 事故の損害は乙が加入している前条の責任保険をもって補填することとする。ただし、当該保険契約の定めるところにより、賠償を要する金額の全部、又は一部について、保険金の支払いを受けることのできない場合はこの限りではない。

(故障の負担)

第12条 甲が使用中の当該車両が、甲の過失に起因しないで故障した場合の一切の責任は乙の負担とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号にいずれかに該当する場合は、直ちに契約を解除することができることとし、これにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由がないのに、甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙に契約履行の見込がないと認めたとき。
- (4) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第4条に定める賃借料の総額の10パーセントに相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

第13条の2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、同条第2項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第13条の3 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時賃貸借契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第14条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（疑義の解決）

第15条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約の定めがない事項で必要がある場合は、乙の貸渡約款の定めるところによるほか、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和6年5月1日

甲 広島県広島市中区基町10番52号  
広島県  
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_